

平成27年12月16日

## **事業主の皆様へ**

～石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する健康管理手帳制度と  
労災補償制度・特別遺族給付金制度の周知のお願いについて～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）の開始から30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多いものです。このため、既に離職された方を含め、石綿関連疾患を発症された方には、過去の石綿業務が原因となって発症したのかどうか気付かない方や、健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃるものが懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、現在も勤務されている労働者の方々はもとより、既に離職されている労働者やその御遺族の方々に、石綿健康管理手帳制度、労災補償制度及び特別遺族給付金制度の周知と請求等の勧奨を行っていただくことを要請しています。

つきましては、貴事業場におかれましても、**既に離職されている方を含め、貴事業場で 石綿業務に従事していた労働者やその御遺族の方々に対し、**

- ① **石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨**
- ② **労災補償制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨**

をしていただきたくお願い申し上げます。（制度の概要や申請手続き等については、**別添1**を御参照ください。）

これらの制度をお知らせいただく際には、同封した**労働者やその御遺族の方々へのお知らせの文書（別添2）**を参考にしてください。

なお、今後の効果的な制度周知の方法などの参考とさせていただくため、貴事業場における周知等の取組状況を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、貴事業場での周知等の取組の実施状況（今後実施予定のものも含みます。）

につきまして、**別添3の調査票に御記入いただき、同封の返信用封筒により、平成28年2月29日（月）**までに送付いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

今回のご案内につきまして、ご不明な点等ございましたら、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局にお問い合わせください。

**【参考】**周知の取組例（これまで把握した事例）

- 離職が決定した労働者や退職した労働者について、国が作成したパンフレットを配布するとともに、石綿作業従事歴等の確認を行っている。
- 退職した労働者の自宅に訪問し、石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度の説明を行っている。
- 自社のホームページに石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度の情報を掲載し、周知している。
- 定年退職説明会やOB会で石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度について説明を行い、関連資料を配布している。
- 石綿健康管理手帳を所持する方の健康診断受診状況の確認や受診案内等を行っている。
- 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者やその家族も含め、石綿健康管理手帳制度、労災補償制度、特別遺族給付金制度の請求等に関する各種相談に対応している。

厚生労働省労働基準局

補 償 課  
安全衛生部労働衛生課

### 石綿健康管理手帳について

石綿業務に従事していた方(※)は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、疾病の早期発見を目的として、離職後の方を対象とした健康管理手帳制度を設けています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※石綿業務に従事していた方は、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となります。

#### ◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関する御相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

### 労災保険給付と特別遺族給付金について

#### ◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者の御遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

#### ◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金は御遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

#### ◇周知・請求勧奨の必要性

① 石綿による疾病は、石綿業務の開始から30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、注意喚起を行う必要があります。

② 石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があります、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

#### ◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対し所定の請求書を提出していただくことになります。

※ 請求手続きや制度に関する御相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

**石綿業務に従事されていた労働者の皆様または労働者の御遺族の皆様へ****石綿健康管理手帳と労災補償制度・特別遺族給付金制度について**

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職された方を含みます。）の健康管理対策や労災補償などを行っています。

下記 1 に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6 か月に 1 回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局に御相談ください。

また、下記 2 に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

## 記

**1 石綿健康管理手帳制度（相談・申請先：都道府県労働局）**

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象で、具体的には、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合が対象です。

- （1）石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方
- （2）以下の作業に 1 年以上従事していた方（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から 10 年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）
  - ・石綿の製造作業
  - ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの貼付け・補修・除去の作業
  - ・石綿の吹き付けの作業
  - ・石綿が吹き付けられた建築物や工作物の解体・破砕などの作業
- （3）（2）以外の石綿を取り扱う業務に 10 年以上従事していた方（直接業務のみが該当）
- （4）（2）の作業に従事した月数に 10 を掛けた数と（3）の作業に従事した月数の合計が 120 以上となる方（ただし、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から 10 年以上経過していること。）（直接業務のみが該当）

**2 労災補償制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）**

- （1）石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した方や、それらの病気により亡くなった労働者の御遺族
- （2）石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効（5 年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方

退職された労働者等に対する労災補償制度等の  
周知の取組についての調査票

事業場名 \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

問1 退職された労働者等（※）に対して石綿健康管理手帳制度・労災補償制度等の周知を行いましたか（行う予定がありますか）。

- 1 はい
- 2 いいえ

※ 「退職された労働者等」とは、現在も勤務されている労働者の方々、既に離職されている労働者の方々やその御遺族の方々を指します。以下同じ。

問2 問1において1と回答された場合、どのような取組を行いましたか（行う予定がありますか）。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲で御記入ください。

① 退職された労働者等の全員または一部に対して、健康管理手帳制度・労災補償制度等のリーフレット等を郵送等により提供している（予定を含む）。

退職労働者等に郵送等した件数 \_\_\_\_\_ 件

② 自社のホームページに健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を掲載している（予定を含む）。

③ 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの健康管理手帳制度・労災補償制度や、石綿による健康障害等に関する相談に対応している（予定を含む）。

相談対応等を行った件数 \_\_\_\_\_ 件

④ 退職された労働者等のうち、健康管理手帳制度・労災補償制度等の対象となる

可能性のある方への申請手続等の支援を実施している（予定を含む）。

申請手続等の支援を行った件数 \_\_\_\_\_ 件

⑤ その他の取組

-----  
-----  
-----

【お願い】

情報の提供等に使用した通知文又はリーフレット等がある場合は、お手数をお掛けしますが、一部同封してください。

問3 問1において2と回答された場合、どのような理由で周知を行っていないのか（行う予定がないのか）御記入ください。

-----  
-----  
-----

問4 退職された労働者等に対する情報の提供等において、どのような情報が役立っているものとお考えでしょうか。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。

- ① 労災補償制度・特別遺族給付金制度や請求手続等に関すること。
- ② 健康管理手帳制度及びこれに基づく健康診断に関すること。
- ③ 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口に関すること。
- ④ 事業場における過去の石綿製品の使用・管理状況に関すること。
- ⑤ 事業場における石綿による疾病の発生に関すること。
- ⑥ その他

-----  
-----  
-----

問5 退職された労働者等に対する健康管理手帳や労災補償制度等の周知、請求勧奨の取組について、国に要望したい事項はどのようなことですか。該当する番号に○をお付けください。（複数回答可）

- ① マスメディアを活用した周知・広報の拡充
- ② 個別事業場に対する制度の周知の拡充

③ 事業場における周知の取組に対する国からの支援

④ その他

-----  
-----  
-----

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

調査について、御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。

厚生労働省労働基準局補償課業務係（担当 佐藤、夏井、西）

TEL：03-5253-1111（内5466）

FAX：03-3502-6488

# 石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



## ○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

## ○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

### 「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

## ○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。  
**（直接業務及び周辺業務が対象）**
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。）  
**（直接業務のみが対象）**
  - 石綿の製造作業
  - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。  
**（直接業務のみが対象）**

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3) の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。  
(例)：(2) に6ヶ月間、(3) に6年間従事していた場合  
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月  
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

## ○申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① **健康管理手帳交付申請書**
  - ② **申請者本人が記載した業務歴**  
上記①、②に加えて
  - ③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**
  - ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**
  - ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

## ○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因

かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで亡くなられた方はいませんか？

**息切れ**、**胸が苦しい**などの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

## ◆ 石綿(アスベスト)による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿の輸入業務に関わった方や石綿製品を取り扱う事業(例:建設業、造船業)で仕事をしたことのある方は、石綿を吸い込んだ可能性が高いと言えます。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。(例えば、中皮腫の場合、その多くが35年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。)

## ◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた(または亡くなったご家族)について、医師から「石綿(アスベスト)が原因の病気です」と言われたら...

※ 石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。  
お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた(または亡くなったご家族)は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた(または亡くなったご家族)は、労働者(※)または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

**労災保険制度による「労災保険給付」**  
または  
**石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」**  
(労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合)  
を受けられる場合があります。  
→ **お近くの労働基準監督署または都道府県労働局**にご相談ください。

(連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ)



**石綿健康被害救済制度**  
による「**救済給付**」

を受けられる場合があります。

→ **(独)環境再生保全機構**にご相談ください。

(フリーダイヤル)

**0120-389-931**



★ 各給付の詳しい内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

## ◆ 各制度の概要(一覽)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	平成28年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*A) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事をしていたかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	などを行う場合	●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた ●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていたなどの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注)(年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金(原則240万円/年) または ・特別遺族一時金(1200万円)	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注)(280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	平成34年3月27日(*B)	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限:平成34年3月27日(*B)
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 (フリーダイヤル) 0120-389-931
詳しくは、裏面をご覧ください。			

平成23年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、

(\*A)「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成18年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

(\*B)「特別遺族給付金」および「特別遺族弔慰金等」について、それまでの請求期限が10年延長されています。

## ◆ お問い合わせ先一覧

### 労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について

#### 《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》



(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannnai/roudoukyoku/>

都道府県労働局労働基準部労災補償課					
北海道	011(709)2311	石川	076(265)4426	岡山	086(225)2019
青森	017(734)4115	福井	0776(22)2656	広島	082(221)9245
岩手	019(604)3009	山梨	055(225)2856	山口	083(995)0374
宮城	022(299)8843	長野	026(223)0556	徳島	088(652)9144
秋田	018(883)4275	岐阜	058(245)8105	香川	087(811)8921
山形	023(624)8227	静岡	054(254)6369	愛媛	089(935)5206
福島	024(536)4605	愛知	052(972)0261	高知	088(885)6025
茨城	029(224)6217	三重	059(226)2109	福岡	092(411)4799
栃木	028(634)9118	滋賀	077(522)6630	佐賀	0952(32)7193
群馬	027(896)4738	京都	075(241)3217	長崎	095(801)0034
埼玉	048(600)6207	大阪	06(6949)6507	熊本	096(355)3183
千葉	043(221)4313	兵庫	078(367)9155	大分	097(536)3214
東京	03(3512)1617	奈良	0742(32)0207	宮崎	0985(38)8837
神奈川	045(211)7355	和歌山	073(488)1153	鹿児島	099(223)8280
新潟	025(288)3506	鳥取	0857(29)1706	沖縄	098(868)3559
富山	076(432)2739	島根	0852(31)1159		

#### 《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。  
(労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。)

#### 《 労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります(全国一律料金)。

## 救済給付(石綿健康被害救済制度)について

### 《 独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA) 》

(フリーダイヤル) 0120-389-931 / 受付時間 平日9:30~17:30

(ホームページ) <http://www.erca.go.jp/asbestos/>



### 《 環境省 地方環境事務所 》

(ホームページ) <http://www.env.go.jp/region/>

- ・北海道地方環境事務所(札幌市) 011-299-1952
- ・東北地方環境事務所(仙台市) 022-722-2867
- ・関東地方環境事務所(さいたま市) 048-600-0815
- ・新潟事務所(新潟市) 025-280-9560
- ・中部地方環境事務所(名古屋市) 052-955-2134
- ・近畿地方環境事務所(大阪市) 06-4792-0703
- ・中国四国地方環境事務所(岡山市) 086-223-1581
- ・高松事務所(高松市) 087-811-7240
- ・広島事務所(広島市) 082-511-0006
- ・九州地方環境事務所(熊本市) 096-322-2411
- ・福岡事務所(福岡市) 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
01	北海道局	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先(健康課)	(代)011-709-2311
				(代)011-709-2311
労働基準監督署				
	札幌中央	060-8587	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎	011-737-1190
	札幌東	004-8518	札幌市厚別区厚別中央2条1-2-5	011-894-1120
	函館	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-1276
	小樽	047-0007	小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎	0134-33-7651
	岩見沢	068-0005	岩見沢市5条東15-7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-4490
	旭川	078-8505	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館6階	0166-35-5901
	帯広	080-0016	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-22-8100
	滝川	073-8502	滝川市緑町2-5-30	0125-24-7361
	北見	090-8540	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-23-7406
	室蘭	051-0023	室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎	0143-23-6131
	苫小牧	053-8540	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144-33-7396
	釧路	085-8510	釧路市柏木町2-12	0154-42-9711
	名寄	096-0014	名寄市西4条南9丁目16	01654-2-3186
	留萌	077-0048	留萌市大町2 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
	稚内	097-0001	稚内市末広3-3-1	0162-23-3833
	浦河	057-0034	浦河郡浦河町堺町西1-3-31	0146-22-2113
	倶知安支署	044-0011	虻田郡倶知安町南1条3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎4階	0136-22-0206

02	青森局	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)017-734-4115
				(直)017-734-4113
労働基準監督署				
	青森	030-0861	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎8階	017-734-4444
	弘前	036-8172	弘前市大字南富田町5-1	0172-33-6411
	八戸	039-1166	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎1階	0178-46-3311
	五所川原	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階	0173-35-2309
	十和田	034-0082	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階	0176-23-2780
	むつ	035-0072	むつ市金谷2-6-15 下北合同庁舎4階	0175-22-3136

03	岩手局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)019-604-3009
				(直)019-604-3007
労働基準監督署				
	盛岡	020-8523	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎6階	019-604-2530
	宮古	027-0073	宮古市緑ヶ丘5-29	0193-62-6455
	釜石	026-0041	釜石市上中島町4-3-50NTT東日本上中島ビル1階	0193-23-0651
	花巻	025-0091	花巻市西大通り1-6-24	0198-23-5231
	一関	021-0864	一関市旭町5-11	0191-23-4125
	大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字台13-14	0192-26-5231
	二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎2階	0195-23-4131

04	宮城局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)022-299-8843
				(直)022-299-8839
労働基準監督署				
	仙台	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1階	022-299-9074
	石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-22-3365
	古川	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
	大河原	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
	瀬峰	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
05	秋田局	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)018-883-4275
				(直)018-862-6683
労働基準監督署				
	秋田	010-0951	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	018-865-3671
	能代	016-0895	能代市末広町4-20 能代地方合同庁舎	0185-52-6151
	大館	017-0897	大館市字三の丸6-2	0186-42-4033
	横手	013-0033	横手市旭川1-2-23	0182-32-3111
	大曲	014-0063	大仙市大曲日の出町1-3-4	0187-63-5151
	本荘	015-0885	由利本荘市水林428	0184-22-4124
06	山形局	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)023-624-8227
				(直)023-624-8223
労働基準監督署				
	山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-624-6211
	米沢	992-0012	米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎	0238-23-7120
	庄内	997-0047	鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎	0235-22-0714
	新庄	996-0011	新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎	0233-22-0227
	村山	995-0024	村山市楯岡笛田4-1-58	0237-55-2815
07	福島局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F ※健康管理手帳についての連絡先	(直)024-536-4605
				(直)024-536-4603
労働基準監督署				
	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1F	024-536-4610
	郡山	963-8025	郡山市桑野2-1-18	024-922-1378
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2255
	会津	965-0803	会津若松市城前2-10	0242-26-6494
	白河	961-0074	白河市郭内1-124	0248-24-1391
	須賀川	962-0834	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519
	会津(喜多方支署)	966-0896	喜多方市諏訪91	0241-22-4211
	相馬	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175
	富岡	970-8026	いわき市平字田町120 ラトビル8F (仮事務所)	0246-35-0050
08	茨城局	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎5階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)029-224-6217
				(直)029-224-6215
労働基準監督署				
	水戸	310-0015	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎3階	029-226-2237
	日立	317-0073	日立市幸町2-9-4	0294-22-5187
	土浦	300-0043	土浦市中央2-14-11	029-821-5127
	筑西	308-0825	筑西市下中山581-2	0296-22-4564
	古河	306-0011	古河市東3-7-32	0280-32-3232
	常総	303-0022	常総市水海道淵頭町3114-4	0297-22-0264
		303-0033	※平成27年12月18日まで仮事務所 常総市水海道高野町字目下591 ポリテクセンター茨城(仮事務所)	0297-22-8800(仮事務所)
	龍ヶ崎	301-0005	龍ヶ崎市川原代町四区6336-1	0297-62-3331
	鹿嶋	314-0031	鹿嶋市宮中1995-1 鹿嶋労働総合庁舎3階	0299-83-8461
09	栃木局	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)028-634-9118
				(直)028-634-9117
労働基準監督署				
	宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館	028-633-4251
	足利	326-0807	足利市大正町864	0284-41-1188
	栃木	328-0042	栃木市沼和田町20-24	0282-24-7766
	鹿沼	322-0063	鹿沼市戸張町2365-5	0289-64-3215
	大田原	324-0041	大田原市本町2-2828-19	0287-22-2279
	日光	321-1261	日光市今市305-1	0288-22-0273
	真岡	321-4305	真岡市荒町5195	0285-82-4443

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
10	群馬局	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F ※健康管理手帳についての連絡先	(直)027-896-4738
				(直)027-896-4736
労働基準監督署				
	高崎	370-0045	高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎	027-322-4661
	前橋	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7F	027-896-3019
	前橋伊勢崎分庁舎	372-0024	伊勢崎市下植木町517	0270-25-3363
	桐生	376-0045	桐生市末広町13番地5 桐生地方合同庁舎	0277-44-3523
	太田	373-0817	太田市飯塚町104-1	0276-45-9920
	沼田	378-0031	沼田市薄根町4468-4	0278-23-0323
	藤岡	375-0014	藤岡市下栗須124-10	0274-22-1418
	中之条	377-0424	吾妻郡中之条町中之条664-1	0279-75-3034

11	埼玉局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15F ※健康管理手帳についての連絡先	(直)048-600-6207
				(直)048-600-6206
労働基準監督署				
	さいたま	330-6014	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー14F	(直)048-600-4802
	川口	332-0015	川口市川口2-10-2	(直)048-252-3804
	熊谷	360-0856	熊谷市別府5-95	048-533-3611
	川越	350-1118	川越市豊田本277-3川越合同庁舎2F	(直)049-242-0893
	春日部	344-8506	春日部市南3-10-13	(直)048-735-5228
	所沢	359-0042	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3F	(直)04-2995-2586
	行田	361-8504	行田市桜町2-6-14	048-556-4195
	秩父	368-8609	秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725

12	千葉局	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)043-221-4313
				(直)043-221-4312
労働基準監督署				
	千葉	260-8506	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階	043-308-0673
	船橋	273-0022	船橋市海神町2-3-13	047-431-0183
	柏	277-0005	柏市柏255-31	04-7163-0248
	銚子	288-0802	銚子市松本町1-9-5	0479-22-8100
	木更津	292-0831	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	0438-22-6165
	茂原	297-0018	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
	成田	286-0134	成田市東和田553-4	0476-22-5666
	東金	283-0005	東金市田間65	0475-52-4358

13	東京局	102-8306	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎13階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)03-3512-1617
				(直)03-3512-1616
労働基準監督署				
	中央	112-8573	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階	03-5803-7383
	上野	110-0008	台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎7階	03-3828-6711
	三田	108-0014	港区芝5-35-1産業安全会館3階	03-3452-5472
	品川	141-0021	品川区上大崎3-13-26 (2階~4階)	03-3443-5744
	大田	144-8606	大田区蒲田5-40-3 月村ビル8・9階	03-3732-0173
	渋谷	150-0041	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5・6階	03-3780-6507
	新宿	169-0073	新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎4・5階	03-3361-4402
	池袋	171-8502	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎1階	03-3971-1259
	王子	115-0045	北区赤羽2-8-5	03-3902-6003
	足立	120-0026	足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階	03-3882-1187
	向島	130-8612	墨田区錦糸1-2-1アルカセントラル6階	03-5819-8732
	亀戸	136-8513	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ8階	03-3637-8132
	江戸川	134-0091	江戸川区船堀2-4-11	03-3675-2125
	八王子	192-0046	八王子市明神町3-8-10	042-642-5296
	立川	190-8516	立川市緑町4-2立川地方合同庁舎3階	042-523-4474
	青梅	198-0042	青梅市東青梅2-6-2	0428-22-0285
	三鷹	180-8518	武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル3階	0422-48-1161
	町田支署	194-0022	町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階	042-724-6881

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
14	神奈川県	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2地方合同庁舎8階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)045-211-7355
				(直)045-211-7353
労働基準監督署				
	横浜南	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2地方合同庁舎9階	045-211-7376
	鶴見	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
	川崎南	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
	川崎北	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-820-3181
	横須賀	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
	横浜北	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1253
	平塚	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8616
	藤沢	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
	小田原	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
	厚木	243-0014	厚木市旭町2-2-1	046-228-1331
	相模原	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
	横浜西	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

15	新潟局	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)025-288-3506
				(直)025-288-3505
労働基準監督署				
	新潟	950-8624	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2階	025-288-3571
	長岡	940-0082	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎7階	0258-33-8711
	上越	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎3階	025-524-2111
	三条	955-0055	三条市塚野目2-5-11	0256-32-1150
	新発田	957-8506	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎3階	0254-27-6680
	新津	956-0864	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎3階	0250-22-4161
	小出	946-0004	魚沼市大塚新田87-3	025-792-0241
	十日町	948-0073	十日町市稲荷町2丁目9番地3	025-752-2079
	佐渡	952-0016	佐渡市原黒333-38	0259-23-4500

16	富山局	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)076-432-2739
				(直)076-432-2731
労働基準監督署				
	富山	930-0008	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎2階	076-432-9143
	高岡	933-0046	高岡市中川本町10-21 高岡法務合同庁舎2階	0766-23-6446
	魚津	937-0801	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎4階	0765-22-0579
	砺波	939-1367	砺波市広上町5-3	0763-32-3323

17	石川局	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)076-265-4426
				(直)076-265-4424
労働基準監督署				
	金沢	921-8013	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階	076-292-7938
	小松	923-0868	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階	0761-22-4231
	七尾	926-0852	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階	0767-52-3294
	穴水	927-0027	鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎2階	0768-52-1140

18	福井局	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)0776-22-2656
				(直)0776-22-2657
労働基準監督署				
	福井	910-0842	福井市開発1-121-5	0776-54-7722
	敦賀	914-0055	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎2階	0770-22-0745
	武生	915-0814	越前市中央1-6-4	0778-23-1440
	大野	912-0052	大野市弥生町1-31	0779-66-3838

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
19	山梨局	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)055-225-2856
				(直)055-225-2855
労働基準監督署				
	甲府	400-8579	甲府市下飯田2-5-51	055-224-5611
	都留	402-0005	都留市四日市場23-2	0554-43-2195
	鵜沢	400-0601	南巨摩郡富士川町鵜沢655-50	0556-22-3181
20	長野局	380-8572	長野市中御所1丁目22-1 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)026-223-0556
				(直)026-223-0554
労働基準監督署				
	長野	380-8573	長野市中御所1丁目22-1	026-223-6310
	松本	390-0852	松本市大字島立1696	0263-48-5693
	岡谷	394-0004	岡谷市神明町3-14-8	0266-22-3454
	上田	386-0025	上田市天神2-4-70 上田労働総合庁舎	0268-22-0338
	飯田	395-0051	飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎3階	0265-22-2635
	中野	383-0022	中野市中央1-2-21	0269-22-2105
	小諸	384-0017	小諸市三和1-6-22	0267-22-1760
	伊那	396-0015	伊那市中央5033-2	0265-72-6181
	大町	398-0002	大町市大町4166-1	0261-22-2001
21	岐阜局	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)058-245-8105
				(直)058-245-8103
労働基準監督署				
	岐阜	500-8157	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階	058-247-2370
	大垣	503-0893	大垣市藤江町1-1-1	0584-78-5184
	高山	506-0009	高山市花岡町3-6-6	0577-32-1180
	多治見	507-0037	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階	0572-22-6381
	関	501-3803	関市西本郷通3-1-15	0575-22-3251
	恵那	509-7203	恵那市長島町正家1-3-12 恵那地方合同庁舎2階	0573-26-2175
	岐阜八幡	501-4235	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階	0575-65-2101
22	静岡局	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)054-254-6369
				(直)054-254-6314
労働基準監督署				
	浜松	430-8639	浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階	053-456-8150
	静岡	420-0837	静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル	054-252-8108
	沼津	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階	055-933-5830
	三島	411-0033	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階	055-986-9100
	富士	417-0041	富士市御幸町13-28	0545-51-2255
	磐田	438-8585	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階	0538-32-2205
	島田	427-8508	島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148

## 都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
23	愛知局	460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)052-972-0261
				(直)052-972-0256
労働基準監督署				
	名古屋北	461-8575	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館8階	052-961-8655
	名古屋南	455-8525	名古屋市港区港明1-10-4	052-651-9209
	名古屋東	468-8551	名古屋市天白区中平5-2101	052-800-0794
	名古屋西	453-0813	名古屋市中村区二ッ橋町3-37	052-481-9534
	豊橋	440-8506	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎6階	0532-54-1194
	岡崎	444-0813	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎5階	0564-52-3161
	一宮	491-0903	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎2階	0586-45-0206
	半田	475-8560	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎2階	0569-21-1030
	刈谷	448-0858	刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎3階	0566-21-4885
	豊田	471-0867	豊田市常盤町3-25-2	0565-35-2323
	瀬戸	489-0881	瀬戸市熊野町100	0561-82-2103
	津島	496-0042	津島市寺前町3-87-4	0567-26-4155
	江南	483-8162	江南市尾崎町河原101	0587-54-2443
	西尾支署	445-0072	西尾市徳次町下十五夜13	0563-57-7161

24	三重局	514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)059-226-2109
				(直)059-226-2107
労働基準監督署				
	四日市	510-0064	四日市市新正2-5-23	059-351-1661
	松阪	515-0011	松阪市高町493-6 松阪地方合同庁舎3階	0598-51-0015
	津	514-0002	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎1階	059-227-1286
	伊勢	516-0008	伊勢市船江1-12-16	0596-28-2164
	伊賀	518-0836	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎1階	0595-21-0802
	熊野	519-4324	熊野市井戸町672-3	0597-85-2277

25	滋賀局	520-0057	大津市御幸町6番6号 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)077-522-6630
				(直)077-522-6650
労働基準監督署				
	大津	520-0802	大津市馬場3-14-17	077-522-6641
	彦根	522-0054	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654
	東近江	527-8554	東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394

26	京都局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)075-241-3217
				(直)075-241-3216
労働基準監督署				
	京都上	604-8467	京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19	075-462-5125
	京都下	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60番地 日本生命四条ビル5階	075-254-3198
	京都南	612-8108	京都市伏見区奉行前町6番地	075-601-8321
	福知山	620-0035	福知山市字内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階	0773-22-2181
	舞鶴	624-0946	舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎6階	0773-75-0680
	丹後	627-0012	京丹後市峰山町杉谷147-14	0772-62-1214
	園部	622-0003	南丹市園部町新町118-13	0771-62-0567

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
27	大阪局	540-8527	大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)06-6949-6507
				(直)06-6949-6500
労働基準監督署				
	大阪中央	540-0003	大阪府中央区森ノ宮中央1-15-10	06-6941-0451
	大阪南	557-8502	大阪府西成区玉出中2-13-27	06-6653-5050
	天満	530-6007	大阪府北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階	06-6358-0261
	大阪西	550-0014	大阪府西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階	06-6531-0801
	西野田	554-0012	大阪府此花区西九条5-3-63	06-6462-8101
	淀川	532-8507	大阪府淀川区西三国4-1-12	06-6350-3991
	東大阪	578-0944	東大阪府若江西新町1-6-5	06-6723-3006
	岸和田	596-0073	岸和田市岸城町23-16	072-431-3939
	堺	590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	072-238-6361
	羽曳野	583-0857	羽曳野市誉田3-15-17	072-956-7161
	北大阪	573-8512	枚方市東田宮1-6-8	072-845-1141
	泉大津	595-0024	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6F	0725-32-3888
	茨木	567-8530	茨木市上中条2-5-7	072-622-6871

28	兵庫局	650-0044	神戸府中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)078-367-9155
				(直)078-367-9153
労働基準監督署				
	神戸東	650-0024	神戸府中央区海岸通29神戸地方合同庁舎3階	078-332-5353
	神戸西	652-0802	神戸府兵庫区水木通10-1-5	078-576-1831
	尼崎	660-0892	尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階	06-6481-1541
	姫路	670-0947	姫路市北条1-83	079-224-1481
	伊丹	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-6224
	西宮	662-0942	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎	0798-26-3733
	加古川	675-0017	加古川市野口町良野1737	079-422-5001
	西脇	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3366
	但馬	668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
	相生	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-1020
	淡路	656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591

29	奈良局	630-8570	奈良府法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)0742-32-0207
				(直)0742-32-0205
労働基準監督署				
	奈良	630-8301	奈良府高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-0435
	葛城	635-0095	大和高田市大中393	0745-52-5891
	桜井	633-0062	桜井市粟殿1012	0744-42-6901
	大淀	638-0821	吉野郡大淀町下淵364-1	0747-52-0261

30	和歌山局	640-8581	和歌山府黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎2階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)073-488-1153
				(直)073-488-1151
労働基準監督署				
	和歌山	640-8582	和歌山府黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎1階	073-488-1203
	御坊	644-0011	御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571
	橋本	648-0072	橋本市東家6-9-2	0736-32-1190
	田辺	646-8511	田辺市明洋2丁目24-1	0739-22-4694
	新宮	647-0033	新宮市清水元1-2-9	0735-22-5295

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
31	鳥取局	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)0857-29-1706
				(直)0857-29-1704
労働基準監督署				
	鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎4階	0857-24-3211
	米子	683-0067	米子市東町124-16 米子地方合同庁舎5階	0859-34-2231
	倉吉	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎3階	0858-22-6274
32	島根局	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)0852-31-1159
				(直)0852-31-1157
労働基準監督署				
	松江	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎2階	0852-31-1166
	出雲	693-0028	出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階	0853-21-1240
	浜田	697-0026	浜田市田町116-9	0855-22-1840
	益田	698-0027	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階	0856-22-2351
33	岡山局	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)086-225-2019
				(直)086-225-2013
労働基準監督署				
	岡山	700-0913	岡山市北区大供2-11-20	086-225-0591
	倉敷	710-0047	倉敷市大島407-1	086-422-8177
	津山	708-0022	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎2階	0868-22-7157
	笠岡	714-0081	笠岡市笠岡5891 笠岡労働総合庁舎4階	0865-62-4196
	和気	709-0442	和気郡和気町福富313	0869-93-1358
	新見	718-0011	新見市新見811-1	0867-72-1136
34	広島局	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)082-221-9245
				(直)082-221-9243
労働基準監督署				
	広島中央	730-8528	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館1階	082-221-2461
	呉	737-0051	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	0823-22-0005
	福山	720-8503	福山市旭町1-7	084-923-0005
	三原	723-0016	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939
	尾道	722-0002	尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎	0848-22-4158
	三次	728-0013	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104
	広島北	731-0223	広島市安佐北区可部南3-3-28	082-812-2115
	廿日市	738-0024	廿日市市新宮1丁目15-40廿日市地方合同庁舎	0829-32-1155
35	山口局	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)083-995-0374
				(直)083-995-0373
労働基準監督署				
	下関	750-8522	下関市東大和町2-5-15	083-266-5476
	宇部	755-0044	宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎4階	0836-31-4500
	徳山	745-0844	周南市速玉町3-41	0834-21-1788
	下松	744-0022	下松市大字末武下字中筋潮入617-3	0833-41-1780
	岩国	740-0027	岩国市中津町2-15-10	0827-24-1133
	山口	753-0088	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-922-1238
	萩	758-0074	萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0750
36	徳島局	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)088-652-9144
				(直)088-652-9164
労働基準監督署				
	徳島	770-8533	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎	088-622-8138
	鳴門	772-0003	鳴門市撫養町南浜字馬目木119-6	088-686-5164
	三好	778-0002	三好市池田町マチ2429-12	0883-72-1105
	阿南	774-0011	阿南市領家町本荘ヶ内120-6	0884-22-0890

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
37	香川局	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)087-811-8921
				(直)087-811-8920
労働基準監督署				
	高松	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階	087-811-8945
	丸亀	763-0034	丸亀市大手町3-1-2	0877-22-6244
	坂出	762-0003	坂出市久米町1-15-55	0877-46-3196
	観音寺	768-0060	観音寺市観音寺町甲3167-1	0875-25-2138
	東かがわ	769-2601	東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎3階	0879-25-3137
38	愛媛局	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)089-935-5206
				(直)089-935-5204
労働基準監督署				
	松山	791-8523	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4階	089-917-5250
	新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-5-3	0897-37-0151
	今治	794-0042	今治市旭町1-3-1	0898-32-4560
	八幡浜	796-0031	八幡浜市江戸岡1-1-10	0894-22-1750
	宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3階	0895-22-4655
39	高知局	780-8548	高知市南金田1-39 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)088-885-6025
				(直)088-885-6023
労働基準監督署				
	高知	780-8526	高知市南金田1-39	088-885-6031
	須崎	785-8511	須崎市緑町7-11	0889-42-1866
	四万十	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎	0880-35-3148
	安芸	784-0001	安芸市矢の丸2-1-6 安芸地方合同庁舎	0887-35-2128
40	福岡局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F ※健康管理手帳についての連絡先	(直)092-411-4799
				(直)092-411-4798
労働基準監督署				
	福岡中央	810-8605	福岡市中央区長浜2-1-1	092-761-5604
	大牟田	836-8502	大牟田市小浜町24-13	0944-53-3987
	久留米	830-0037	久留米市諏訪野町2401	0942-33-7251
	飯塚	820-0018	飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎4階	0948-22-3200
	北九州西	806-8540	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎3階	093-622-6550
	北九州東	803-0814	北九州市小倉北区大手町13-26 小倉第2合同庁舎5階	093-561-0881
	門司支署	800-0004	北九州市門司区北川町1-18	093-381-5361
	田川	825-0013	田川市中央町4-12	0947-42-0380
	直方	822-0017	直方市殿町9-17	0949-22-0544
	行橋	824-0005	行橋市中央1-12-35	0930-23-0454
	八女	834-0047	八女市稲富132	0943-23-2121
	福岡東	813-0016	福岡市東区香椎浜1-3-26	092-661-3770
41	佐賀局	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)0952-32-7193
				(直)0952-32-7176
労働基準監督署				
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7133
	唐津	847-0041	唐津市千代田町2109-122	0955-73-2179
	武雄	843-0023	武雄市武雄町昭和758	0954-22-2165
	伊万里	848-0027	伊万里市立花町大尾1891-64	0955-23-4155

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

平成27年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
42	長崎局	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)095-801-0034
				(直)095-801-0032
労働基準監督署				
	長崎	852-8542	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階	095-846-6353
	佐世保	857-0041	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階	0956-24-4161
	江迎	859-6101	佐世保市江迎町長坂123-19	0956-65-2141
	島原	855-0033	島原市新馬場町905-1	0957-62-5145
	諫早	854-0081	諫早市栄田町47-37	0957-26-3310
	対馬	817-0016	対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎3階	0920-52-0234
43	熊本局	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)096-355-3183
				(直)096-355-3186
労働基準監督署				
	熊本	862-8688	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-7100
	八代	866-0852	八代市大手町2丁目3番11号	0965-32-3151
	玉名	865-0016	玉名市岩崎273玉名合同庁舎5階	0968-73-4411
	人吉	868-0014	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎2階	0966-22-5151
	天草	863-0050	天草市丸尾町16-48 天草労働総合庁舎2階	0969-23-2266
	菊池	861-1306	菊池市大琳寺236-4	0968-25-3136
44	大分局	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)097-536-3214
				(直)097-536-3213
労働基準監督署				
	大分	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階	097-535-1511
	中津	871-0031	中津市大字中殿550番地20 中津合同庁舎2階	0979-22-2720
	佐伯	876-0811	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階	0972-22-3421
	日田	877-0012	日田市淡窓1-1-61	0973-22-6191
	豊後大野	879-7131	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階	0974-22-0153
45	宮崎局	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)0985-38-8837
				(直)0985-38-8835
労働基準監督署				
	宮崎	880-0813	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000
	延岡	882-0803	延岡市大貫町1-2885-1	0982-34-3331
	都城	885-0072	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	0986-23-0192
	日南	887-0031	日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277
46	鹿児島局	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)099-223-8280
				(直)099-223-8279
労働基準監督署				
	鹿児島	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
	川内	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎	0996-22-3225
	鹿屋	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎5階	0994-43-3385
	加治木	899-5211	始良市加治木町新富町98-6	0995-63-2035
	名瀬	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎3階	0997-52-0574
47	沖縄局	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階 ※健康管理手帳についての連絡先	(直)098-868-3559
				(直)098-868-4402
労働基準監督署				
	那覇	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2階	098-868-3344
	沖縄	904-0003	沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎3階	098-982-1263
	名護	905-0011	名護市字宮里452-3 名護地方合同庁舎1階	0980-52-2691
	宮古	906-0013	宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎1階	0980-72-2303
	八重山	907-0004	石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎2階	0980-82-2344

厚生労働省労働基準局補償課

電話番号：03-5253-1111（内線5463、5464）